

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（案）

※ 現行規則との比較

改正後	改正前
<p>瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則 (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号。以下「附属機関設置条例」という。）第5条の規定に基づき、附属機関設置条例別表に掲げる瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織、運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>※ 規則から条例に変えることに伴い、規則のときにあった瀬戸市附属機関設置条例との上下の関係がなくなるため、規定中「瀬戸市附属機関設置条例第5条の規定に基づき」等を削るものです。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）並びに瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）、瀬戸市個人情報保護法施行条例（令和4年瀬戸市条例第〇〇号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）及び瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第〇〇号。以下「市議会個人情報保護条例」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>(担当事務等)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「情報公開条例」という。）又は瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号。以下「個人情報保護条例」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(担当事務)</p>

第3条 審査会の担任する事務は、次に掲げる事務とする。

- (1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 情報公開条例第22条の規定による諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する重要事項について調査審議すること。
- (3) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (4) 個人情報保護法施行条例第12条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な意見を述べること。
- (5) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。
- (6) 市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (7) 市議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要な意見を述べること。
- (8) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する状況の報告を受けること。

第3条 附属機関設置条例第3条に規定する審査会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 情報公開条例第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。
- (2) 個人情報保護条例第8条第4項、第8条の2、第9条第6号、第10条第5号、第12条第2項第2号及び第43条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求等について調査審議すること。

※ 規則第3条第2号のうち、瀬戸市個人情報保護条例第8条第4号（登録簿の報告）、第9条第6号（本人以外収集に係る意見聴取）、第10条第5号（目的外利用・外部提供に係る意見聴取）、第12条第2項第2号（電子計算機の結合に係る意見聴取）による諮問が個人情報の保護に関する

<p>法律の改正により許容されなくなりましたが、新条例第3条第8号に規定する情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関する事項として、報告を受けるものとします。</p>	
<p>2 審査会は、前項第3号の規定により諮問され、調査審議する場合に限り、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関に該当するものとする。</p>	
<p>※ 改正後の個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により、行政不服審査法第81条第1項の機関であることを明記するものです。</p>	
<p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が</p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 審査会の委員は、情報公開制度及び個人情報保護制度に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が</p>

<p>議長となる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。</p>	<p>議長となる。</p>
<p>※ 実態に即した規定をするものです。</p>	
<p>3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 第3条第1項第1号、第3号、第5号及び第6号における調査審議の連続（会議を含む。）は非公開とするほか、会長は、必要があると認めるときは、審査会に諮って、会議を非公開とすることができる。</p>	<p>2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 会議は、非公開とする。ただし、審査会が必要であると認めるときは、公開することができる。</p>
<p>※ 瀬戸市個人情報保護法施行条例に係る調査審議の公開に端を発した規則改正の際には、会議の原則非公開を維持していましたが、この場合、事前に会議を開き、会議を公開するか否かを決めなければならなくなるため、新条例では、審査請求に係る諮問等を除き原則公開とし、審議の過程で個人情報等を含む事項を取り扱う際に、審査会に諮って会議を公開するか否かを決定することとするものです。</p>	
<p>6 前項の規定により会議を公開する場合における傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(除斥)</p> <p>第7条 委員は、自己の利害に係る議事に加わることができない。</p>	<p>5 前項ただし書の規定により会議を公開する場合における傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。</p>
<p>※ 瀬戸市行政不服審査会運営規則に同様の規定があり、本審査会にも当てはまる要件であるため規定するものです。</p>	
<p>(調査権限)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条第1項並びに個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項及び市議会個人情報保護条例第46条第1項の規定により審査会に諮問</p>	<p>(調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第20条第1項並びに個人情報保護条例第8条第4項、第8条の2、第9条第6号、第10条第5号、第12条第2項第2号及び第43条第1項の規定により審</p>

<p>をした実施機関（個人情報保護法施行条例第5条第1項に規定する実施機関及び議会をいう。以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p>	<p>査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p>
<p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>	<p>2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。</p>
<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p>	<p>3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。</p>
<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人（行政不服審査法第2条の規定による審査請求をする者をいう。次条第3項、第11条及び第12条において同じ。）、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第3項、第11条及び第12条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>（意見の陳述）</p>	<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第3項及び第11条において同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</p> <p>（意見の陳述）</p>
<p>第9条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>第8条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>

<p>2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、並びに審査請求人等及び処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。）を招集してさせるものとする。</p> <p>3 口頭意見陳述においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p>	<p>2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人等並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。</p> <p>3 口頭意見陳述においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>4 口頭意見陳述において、審査会は、審査請求人等のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。</p> <p>5 口頭意見陳述に際し、審査請求人等は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。</p>
<p>※ 質問については、審査庁又は審査請求に対する裁決をすべき実施機関が口頭意見陳述等を通し、双方の疑義は解消された上で主張を整理し、必要に応じて諮問すべきであることから、この規定を削るものです。</p>	
<p>（意見書等の提出）</p> <p>第10条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>（提出資料の写しの交付等）</p>	<p>（意見書等の提出）</p> <p>第9条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>（提出資料の写しの送付等）</p> <p>第10条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付す</p>

	るものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。
<p>※ 審査庁又は審査請求に対する裁決をすべき実施機関が審査を進める中で弁明書、反論書等により、審査請求人等の主張に係る資料は各々が持っているはずであることから、この規定は削ることとするものです。ただし、各々が持っているはずの資料がない場合等は交付を求めることができるよう、以下の規定を新条例でも規定するものです。</p>	
<p>第11条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは当該資料の写し（電磁的記録にあつては、記載された事項を審査会が定める方法により表示したもの）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとする場合は、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</p> <p>4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に規定する額の手数料を納めなければならない。</p>	<p>2 審査請求人等は、審査会に対し、前条の規定により提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときを除き、閲覧させるよう努めるものとする。</p> <p>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時、場所及び方法を指定することができる。</p>
<p>※ 行政不服審査法第78条第4項に準じて規定するもので、交付に必要な実費手数料の額の徴収について規定するものです。</p>	
<p>5 審査会は、審査請求人又は参加人が生活保護法（昭和25年法律第14</p>	

4号)の規定に基づく生活扶助その他の保護を受けている者であるときその他特別の事情があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

※ 行政不服審査法第78条第5項の規定に準じて規定するものです。

(答申書の送付等)

第12条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(議事録)

第13条 審査会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第14条 審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理する。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(答申書の送付等)

第11条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(議事録)

第12条 審査会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第13条 審査会の庶務は、行政管理部行政課において処理する。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

※ 条例では、附属機関の会長が定めることができないため、「別に定める」としたものです。

別表 (第11条関係)

種別		金額
日本産業規格A列3番(以下「A3判」という。)以内の大きさの用紙を用いる場合	白黒	1枚につき10円
	カラー	1枚につき50円

A 3判を超える大きさの用紙を用いる場合	A 3判による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を算定する
備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として算定する。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置された瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会の委員は、第4条第1項の規定により委嘱されたものとみなし、当該委員の任期は同条第2項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日前にされた個人情報保護法施行条例附則第2条第1項の規定による廃止前の瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）の規定により行われた開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る処分に対する同条例第43条第1項に規定する諮問については、第3条第1項第3号及び第6号に規定する諮問とみなす。